

2013 只木ゼミ 判例研究

強盗目的がないことを理由に 2 項強盗殺人罪の成立を否定した事例

1. 事実の概要¹

被告人は被害者 A から賃借していたアパートの家賃を数か月滞納していたため、A から度々滞納家賃等の支払の督促を受けていた。ある晩、A 宅に招き入れられ、滞納家賃等を支払わなければ退去するよう厳しく追及されたことから、隠し持っていたペティナイフで殺意をもって、A の胸部及び背部に計 5 回突き刺し、よって A を胸部刺創に基づく出血性ショックにより死亡させた。また、背後に立っていた A の妻 B に気付き、口封じのため殺意をもって B の背部を右ナイフで計 8 回突き刺し、B を背部刺創に基づく出血性ショックにより死亡させた。その後、現金等並びに A 所有の軽自動車を窃取した。

2. 判旨

2 項強盗罪について、被告人の動機を中心にあるのは、今まさに「明日にでも退去せよ」と迫られている状況から逃れたいという極めて近視眼的な逃避欲求や、怒りといった感情であり、そこに財産的利益を獲得するという積極的な目的意識を認めることはできず、本件殺害行為が結果的に居住延長可能な状態を生じさせたとしても、それは上述のような動機で行われた本件犯行によってもたらされた結果に過ぎないというべきあるし、そもそも被告人は刑法 236 条 2 項にいう「財産上不法の利益」、すなわち、同条 1 項における「他人の財物」と同視できる程度に具体的な利益を意識していたともいえないから、本件では強盗の目的は認められず、殺人罪と窃盗罪が成立するにとどまる。

3. 論点

- (1) 強盗目的の有無と 2 項強盗殺人の成否
- (2) 強盗利得罪における「財産上不法の利益」の意義

〈(1)について〉

実務上、被告人の強盗目的の有無が争点となることがあり、強盗目的が否定されれば強盗罪の成立も否定される。2 項強盗罪の故意について、その内容とは暴行脅迫を手段として財産上の利益を現実に取得するというように、強盗利得罪にあたる客観的な事実の認識が必要である²場合、認容まで必要とする場合³など、がある。そして、本件においては「財産的利益を獲得するという積極的な目的意識」を要求している。この目的意識は上述の故意の内容に照らすと、故意の認定にかかる間接的な事情にとどまるとされる。しかし、本件において「明日退去せずに済む」という考えは現在の切迫した状況から一刻も早く逃れたいという気持ちに付随する程度であり、積極的目的意識を認めなかった。とすると、「財産的利益を獲得するという積極的な目的意識」が 2 項強盗において要求されると考えられるのではないか。

〈(2)について〉

2 項強盗罪が成立するには、1 項強盗罪との均衡上、「財物」の「取得」と同視しうる「具体的利益」の「現実的移転」が必要である。本件では結果として退去せずに居住が延長可能な状態が生じたことから、「財産上不法の利益」を得たと考えることもできる。

以上

¹ 鹿児島地裁平成 24 年 3 月 19 日判決 判例タイムズ 1374 号 242 頁。

² 大谷實『刑法講義各論〔新版第三版〕』（成文堂、2009 年）231 頁。

³ 広島高判昭和 63 年 1 月 26 日高検速報(昭 63)125 頁。